

首席矯正処遇官（処遇担当）

首席矯正処遇官（指導担当）

所長指示「死刑確定者に対する余暇活動の援助について」の運用について平成19年9月1日付け所長指示第47号「死刑確定者に対する余暇活動の援助について」に基づく標記について、下記のとおり実施することとしたので、了知されたい。

なお、平成19年3月22日首席矯正処遇官（処遇担当、指導担当）指示第2号「死刑確定者に対する余暇活動の援助について（試行）」は、廃止する。

記

1 読書支援

(1) 死刑確定者（以下「確定者」という。）に対する読書支援を実施するため教育担当事務室内に専用の書籍（以下「専用書籍」という。）を備え付ける。

なお、この専用書籍の管理責任者は、統括矯正処遇官（教育担当）（以下「教育統括」という。）とする。

(2) 専用書籍の貸出期間は、原則として1週間以内とし、貸出冊数は3冊以内とする。

なお、貸出手続は4週間分を一括して行わせるものとし、合計12冊以内の書籍を選定させる。

(3) 主任矯正処遇官（教育担当）は、確定者の貸出希望に基づいて、貸出順序や配布時期等を調整して貸出計画案を策定し、教育統括の承認を受けるものとする。

(4) 教育統括は、書籍の貸出状況を管理するために、「確定者専用書籍貸出簿」（別紙様式）を備えるものとする。

(5) 教育統括は、専用書籍の貸出状況を随時調査し、適時に更新する等、その充実を図るものとする。

2 視聴覚支援

(1) テレビ及びDVD視聴は、原則として、いずれも当該確定者の居室において実施するものとし、ポータブルDVDプレーヤーのほか、アンテナ、ACアダプタ及びイヤホン（希望者）を貸与する。

なお、舎房担当職員は、視聴覚支援の実施に伴い、延長コードを使用して差し支えないが、使用しないときは施錠したロッカーに収納する等、長尺物として厳

表示板を掲示する。

なお、同表示板には、ポータブルDVDプレーヤー、アンテナ、イヤホン、電源コード、ACアダプタ及び延長コード等、貸与又は使用するすべての物品についても併せて明記する。

- (4) 昼夜勤監督者は、テレビ視聴が終了後、速やかに舍房勤務職員を立会させた上で、DVD機器及び貸与又は使用したアンテナ線等を引き上げる。

なお、昼夜勤監督者は、この際、引き上げた物品の員数だけでなく、形状に異状がないか等についても確実に点検し、マグネット表示板とともに、専用ロッカーに収納する(専用ロッカーは、確実に施錠すること。)

